

3-2 都市計画決定による街づくり地区一覧

所管課

都市計画課

(地区の位置は後掲の図を参照)

東京都市計画 地区計画・市街地再開発事業等の都市計画決定地区

(令和6年4月現在)

	地区名(街区名)	関連する都市計画								その他		
		地区計画	地区計画 再開発等促進区を定める	高度利用地区	都市再生特別地区 ※1	第一種市街地再開発事業 ※1	第二種市街地再開発事業	区画整理事業	特定街区	街並み再生地区	港区まちづくりガイド ラインなど(※2)の範囲	
1	三田一丁目特定街区								●			
2	青山一丁目特定街区								●		②	
3	海岸一丁目特定街区								●			
4	赤坂・六本木地区			●		●					①	
5	芝五丁目(その2)特定街区								●			
6	芝浦一丁目(その2)特定街区								●			
7	田町駅前西口地区			●		●					③	
8	六本木・虎ノ門地区		●			●					①	
9	芝四丁目特定街区								●			
10	新橋一丁目地区	●							●		④	
11	臨海副都心台場地区		●									
12	田町駅東口地区		●									
13	品川駅東口地区		●									
14	汐留地区		●					●				
15	永田町二丁目地区		●									
16	六本木一丁目西地区		●	●		●(2)					①	
17	六本木六丁目地区		●	●		●						
18	芝三丁目東地区		●									
19	愛宕地区		●			●					④	
20	白金一丁目東地区		●			●						
21	環状第二号線新橋・虎ノ門地区		●				●			●	①④	
22	汐留西地区	●						●			④	

	地区名（街区名）	関連する都市計画								その他	
		地区計画	再開発等促進区を定める地区計画	高度利用地区	都市再生特別地区 ※1	第一種市街地再開発事業 ※1	第二種市街地再開発事業	区画整理事業	特定街区	街並み再生地区	港区まちづくりガイドラインなど（※2）の範囲
23	赤坂九丁目地区		●			●					
24	三田小山町地区	●		●		●(3)					
25	赤坂四丁目薬研坂地区	●		●		●(2)					
26	六本木三丁目地区	●		●		●					
27	南麻布四丁目地区	●									
28	港南四丁目地区	●									
29	浜松町一丁目地区	●		●		●					
30	赤坂一丁目地区		●			●					①
31	六本木三丁目東地区		●			●					
32	港南一丁目地区	●									
33	浜松町駅西口地区	●		●	●	●					
34	神宮外苑地区		●								②
35	白金一丁目東部北地区		●			●					
36	虎ノ門二丁目地区	●			●						①
37	田町駅東口北地区		●			●					⑤
38	竹芝地区	●			●						
39	虎ノ門三・四丁目地区		●		●						①
40	虎ノ門二丁目10地区		●								①
41	虎ノ門駅南地区		●		●(2)	●(3)				●	④
42	品川駅周辺地区		●		●(2)	●		●			
43	北青山三丁目地区		●			●					②
44	西新橋一丁目北地区	●		●		●			●		④
45	三田三・四丁目地区		●			●					③
46	虎ノ門・麻布台地区		●		●	●					①
47	泉岳寺駅地区	●		●			●				
48	芝浦一丁目地区	●			●						
49	虎ノ門一・二丁目地区		●		●	●					①④

	地区名（街区名）	関連する都市計画								その他	
		地区計画	再開発等促進区を定める地区計画	高度利用地区	都市再生特別地区 ※1	第一種市街地再開発事業 ※1	第二種市街地再開発事業	区画整理事業	特定街区	街並み再生地区	港区まちづくりガイドラインなど（※2）の範囲
50	品川駅西口地区		●			●		●			
51	赤坂二丁目地区	●			●						
52	白金一丁目西部中地区	●		●		●					
53	西麻布三丁目北東地区		●			●					
54	赤坂七丁目北地区	●		●		●					
55	赤坂二・六丁目地区	●			●						
56	有楽町・銀座・新橋周辺地区		●								④
57	三田五丁目西地区	●		●		●					⑦
58	田町駅西口駅前地区	●			●						③
59	六本木五丁目西地区		●		●	●					

※1 （ ）内の数値は事業が2つ以上ある場合の数となります。

※2 港区まちづくりガイドラインなどとは、①六本木・虎ノ門地区、②青山通り周辺地区、③田町駅西口・札の辻交差点周辺地区、④新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン、⑤田町駅東口北地区街づくりビジョン、⑥三田・高輪地区まちづくりガイドライン及び⑦白金高輪駅東部地区まちづくり構想を指します。

東京都市計画 都市再開発の方針に関する地区

再開発促進地区		再開発促進地区(都市再生地区)	
A	竹芝・日の出・芝浦埠頭地区	P	東京都心・臨海地域 (A、B、C、D、F、G、H 及び 22m 第二種高度地区を除く。)
B	六本木・虎ノ門地区		
C	臨海副都心地区		
D	汐留地区	Q	品川駅・田町駅周辺地域 (E 及び 22m 第二種高度地区を除く。)
E	田町駅東口地区		
F	六本木一丁目西地区		
G	愛宕地区		
H	環状第二号線新橋・虎ノ門地区		
I	三田小山町地区		
J	南麻布四丁目地区		
K	白金一丁目東部北地区		
L	北青山三丁目地区		
M	白金一丁目西部中地区		
N	西麻布三丁目北東地区		
O	神宮外苑地区		